

博士論文(要約)

アメリカの大学の基本財産

—その歴史・ガバナンスと教育へのインパクト—

長野 公則

論文題目

アメリカの大学の基本財産
ーその歴史・ガバナンスと教育へのインパクトー

氏名

長野 公則

1. 本研究の背景と目的

今世紀に入って、アメリカでは大学の基本財産が与える教育へのインパクトが新しい展開を見せている。とりわけ有力な私立大学では、基本財産からの収入が主たる財源の一つとなり、大学独自奨学金や教員給与等の大学運営に大きな影響を与えつつある。

日米の先行研究では、連邦政府の奨学金政策や教員給与について数多くの研究がなされて来た。また寄付募集の戦略や基本財産の基金の側面に着目した投資等の分野でも多くの研究が積み上げられてきた。しかしこれらの従来の研究は、個別の大学の具体的な事例を基本財産を軸として時系列的な戦略レベルで論じたものではない。本研究では、基本財産と大学独自奨学金がダイナミックに変化した 21 世紀の初頭（2002 年から 2007 年）における事例 8 大学と 6 カレッジを分析する。本研究の目的は、基本財産の社会的意義、歴史を踏まえつつ、基本財産のガバナンスと教育へのインパクトを明らかにすることである。

2. 本研究の新規性

本研究の新規性は、基本財産のガバナンス、奨学金、教員給与について、比較的長いタイムスパンで上記大学を対象として分析し、ポジションと戦略の違いを明らかにした点である。大学独自奨学金戦略においては、基本財産からの収入を活用して大胆な大学独自奨学金改革が実施され、ポジションの違いと戦略の違いが明確となりつつある。教員給与戦略でも、伝統的な横並びの給与水準の中での各大学のポジショニング戦略に、学生 1 人当たり基本財産のストックとしての蓄積の厚さやフローとしての毎年基本財産からの配分収入の伸び率の差が、新しい要素として加わりつつある。基本財産をめぐる意思決定が、学生の経済的負担、現在の大学の質と将来の価値に大きな影響を与えつつある。

3. 研究方法

本研究では、2002年から2007年までの事例大学の財務資料を時系列的に分析する。更に2008年初めに主要大学が上院財務委員会からの質問状に対して、ほぼ一斉に回答した各大学の回答書や各大学のIR資料等の情報を詳細に分析する。これらの分析によって、基本財産からの配分収入の推移、大学独自奨学金の推移、奨学金戦略等を個別のケースで具体的に把握し、同時期の基本財産のガバナンスや教員給与と合わせて実証的に分析する。以上の分析方法は、これまでの基本財産研究ではほとんど用いられていない。

4. 論文構成

2000年代にアメリカの私立大学で拡大した基本財産は、授業料が高額化し、奨学金が高額化多様化し、教員給与がインフレを上回る競争力の維持を求められる中で、どのようにガバナンスされ、いかなる戦略的活用がなされてきたのであろうか。

これらを明らかにするために本研究は以下の5章から成る。第1章では、基本財産の定義と社会的意義を概観した後、アメリカの大学におけるその歴史的展開を整理した。第2章から第4章までは、研究大学を取り上げ、基本財産をめぐるガバナンス、基本財産と奨学金の関係、基本財産と教員給与の関係について明らかにした。事例研究の対象としたのは、優れた研究大学の集まりであるアメリカ大学協会AAU加盟の私立大学25大学を2007年時点での学生1人当たり基本財産額に従って3つのグループに分類し、各グループから選んだ合計8大学である。第2章では、基本財産のガバナンスの分析の要点として、基本財産のミッション、寄付者による用途制限と実際の支出領域、基本財産の使用をめぐるルール、基本財産の投資方針の4点を分析した。第3章では、基本財産と奨学金の関係を取り上げた。アメリカの大学における学費、学費援助と基本財産の関係を俯瞰した後、第2章で取り上げた8校の研究大学について、大学独自奨学金と基本財産との関係を事例考察した。第4章では、高品質の教育と研究を確保、向上させていくための基盤となる教員に焦点を当てた。事例8大学の2002年から2007年の期間についてフルタイムの教授、准教授、助教授の3ランクについて教員給与の時系列変化を分析した。第5章では、アメリカの高等教育の理想と伝統の型を受け継ぐリベラルアーツ・カレッジを対象に、基本財産のガバナンス、奨学金、教員給与について分析し、研究大学との比較においてその特色を明らかにした。

5. 結論と今後の課題

本研究で明らかとなった点を要約する。

(1) 基本財産のガバナンスについては、事例大学のすべてで、「現在と将来のニードをバランスさせる長期の使用をめぐるルールを持つこと」と「高いリターンをもたらす確かな投資枠組みを構築すること」の二つがとりわけ重要であった。基本財産の使用をめぐる

ルールをアメリカ全体の流れの中でとらえると、「基本財産の時価総額の固定割合使用型」が、ますます主流になる傾向にある。しかし事例 8 大学の A グループの 3 大学は、こうした環境変化の中にあっても独自のルールを貫いている。基本財産の投資方針では、新しい投資対象である「代替投資」を大幅に増加させていることが共通した特色であった。代替投資とは、ヘッジファンド、未公開株式、ベンチャーキャピタル等への投資の総称である。これらの代替投資は、短期的には管理すべきリスクが大きいことは否めないが、研究大学の教育・研究を更に充実させ、同時に基本財産を長期的に成長させていく大きなエンジンの一つとなっている。

(2) 大学独自奨学金の高い伸び率は、学生 1 人当たり基本財産の順調な拡大によって裏付けられている。2002 年から 2007 年までの期間において、事例各大学によって授業料から控除される大学独自奨学金の年平均伸び率は、5.2%から 11.2%までに分布し、大学によって伸び率にかなりの開きが見られた。特に基本財産が特に豊かなハーバード大学(11.2%)、イェール大学(10.8%)、プリンストン大学(9.2%)で高い伸び率で増強されている。この結果、この期間の定価授業料の年間伸び率は、5.3%から 7.1%までに分布していたにもかかわらず、大学独自奨学金を控除した後の値引き後の純授業料の年平均伸び率は、イェール大学(2.5%)とプリンストン大学(2.7%)で特に低い伸び率に抑えられている。実際の大学独自奨学金戦略において、プリンストン大学は、学生に返済義務のある貸与奨学金を原則廃止して、返済の不要な給付奨学金にするローンなし政策を 2001 年に採用した。学生をローン返済義務から解放するという点で画期的かつ魅力的な政策である。他の大学もこれを追うように大学独自奨学金政策の改革をこの時期に行ったが、大学独自財源としての基本財産の水準を反映して魅力度に差がつく内容となっている。

またイェール大学とハーバード大学では、基本財産からの配分収入の 20%相当額で大学独自奨学金の約 90%前後を賄いえている。この 2 大学は、基本財産からの配分収入だけでほぼ大学独自奨学金の財源をカバーすることが可能である。プリンストン大学とスタンフォード大学は、60%台から 70%台となっている。これに対して、MIT、シカゴ大学、ペンシルバニア大学、コーネル大学では、20%台から 30%台にとどまっており、基本財産からの配分収入に加えて純授業料収入やその他の収入を、大学独自奨学金の財源に用いなければならない厳しい水準となっている。

(3) 教員給与は、2002 年から 2007 年の期間については、基本財産の豊かな大学が基本財産からの豊かな資金を活用して格差を広げているという状況にはない。むしろゾーンとして横並びの中で、グループから滑り落ちないように改善したり、ライバルとの相対的な差を微妙に変化させたりというレベルの水準差の増減ということができる。しかし、伝統的な横並びの給与水準の中での各大学のポジショニング戦略に、学生 1 人当たりの基本財産のストックとしての蓄積の厚さやフローとしての毎年基本財産からの配分収入の伸び率の

差が、新しい要素として加わりつつある。MITでは、2001年から2003年にかけて基本財産の時価総額が3年連続して減少した。この基本財産の減少を受けて、2005年の予算編成を前にした教授会、理事会で2005年度の教員給与を一律に凍結するという厳しい決定がなされた。Bグループの中位の水準は、基本財産の不振の影響をフロー面でCグループより受けやすく、半面Aグループほどの基本財産の蓄積には至っていないために、教員給与に少なからぬ影響を与えた。

基本財産を潤沢に持っていることのプラスの作用は、今回の事例8大学で見ると、大学独自奨学金の増額の方が教員給与の改善よりも強い。

(4) リベラルアーツ・カレッジの基本財産が、研究大学と共通してこの時期に見せた特色を2点指摘する。第1点は基本財産の投資方針で、非伝統的な代替投資にかなりの構成比で配分したことである。第2点は定価授業料を高い率で値上げすると同時に大学独自奨学金を増額した点である。

リベラルアーツ・カレッジの基本財産が、研究大学と異なる点を2点指摘する。第一に、学士課程教育を財政的にサポートすることに重点が置かれていることである。第二に、基本財産の増加に伴う潤沢な資金は、教員給与のアップにも最低限のレベルで注ぎ込まれているが、むしろ教員数の増加を確保することによって、学生・教員比率を改善することに注ぎ込まれていることである。

今回の対象は私立大学であったが、基本財産のガバナンスや大学独自奨学金は、州立大学においても重要な課題であり、今後の研究課題である。